公　示　日　　：2022 年 3 月 9 日(水)
調達管理番号：　21a01184
国　　名　　：コートジボワール
担 当 部 署 ：　経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム
調 達 件 名 ：コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ 2（農業金融）

1.　担当業務、格付等

（１）　担 当 業 務 ：農業金融
（２）　格　　付　　：3 号
（３）　業務の種類：専門家業務

2.　契約予定期間等

（１）　全体期間：2022 年 4 月下旬から 2023 年 10 月下旬
（２）　業務人月：現地　8.50、国内　3.25、合計　11.75
（３）　業務日数：

- 第 1 次 国内準備 5 日、現地業務 30 日、国内整理 6 日
- 第 2 次 国内準備 0 日、現地業務 30 日、国内整理 10 日
- 第 3 次 国内準備 0 日、現地業務 50 日、国内整理 15 日
- 第 4 次 国内準備 0 日、現地業務 25 日、国内整理 6 日
- 第 5 次 国内準備 0 日、現地業務 45 日、国内整理 12 日
- 第 6 次 国内準備 0 日、現地業務 45 日、国内整理 6 日
- 第 7 次 国内準備 0 日、現地業務 30 日、国内整理 5 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10.　特記事項」を参照願います。

（４）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が１２ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の 25%を限度とする。
２）第２回（契約締結後１３ヵ月以降）：契約金額の 15%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1部
（２） 見積書提出部数：1部
（３） 提出期限：2022年3月30日(水)（12時まで）
（４） 提出方法：電子データのみ
➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧ 評価結果の通知：2022年4月12日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：
① 業務実施の基本方針 16点
② 業務実施上のバックアップ体制 4点
（２） 業務従事者の経験能力等：
① 類似業務の経験 40点
② 対象国・地域での業務経験 8点
③ 語学力 16点
④ その他学位、資格等 16点
（計100点）

類似業務経験の分野	金融に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	仏語圏アフリカ／全途上国
語学の種類	英語または仏語。注）英語のみならず仏語も資格認定書を有する場合は、仏語の認定書も添付すること。

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：黄熱病

6. 業務の背景

コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」）は国土の大部分が熱帯モンスーン気候に属し、南部の平均降水量 1,600～2,200mm、月平均気温 25.0～28.3 度という恵まれた自然環境により農業生産のポテンシャルが高く、農業は GDP の 21%を占め、労働人口の 36%が従事している。生産される食用作物はヤムイモ・キャッサバ・コメ等多様にある中、コメだけが輸入に依存しており、国内消費量 275 万トン（2018 年）のうち、約 50%を輸入している[1]。

コートジボワール政府は「国家開発計画」（2016 年～2020 年）の中で、「農業の競争力強化及び生産者の収益向上、食糧安全保障」を掲げている。また、国家農業投資計画（PNIA）フェーズ 2（2017-2025）が 2017 年 11 月に策定されており、GDP の 21%を占める農業を、競争力がありかつ持続可能な基幹産業として育成し、その発展の恩恵が広く共有されることを目指している。PNIA フェーズ 2 は、①一次産業の発展、②環境に配慮した生産システムの強化、③農業地域の発展や市民の福利を志向した包括的な成長を戦略的目標として掲げ、7 年間で 4.3 兆 FCFA（約 0.8 兆円）を同分野に投資する予定にしている。

特に稲作部門においては、2007-2008 年の国際的な食料価格高騰を背景に、2008 年に国家稲作振興戦略(SNDR)が策定され、2011 年にその改訂版「SNDR 2012-2020」を発表している。SNDR においては、「コメの自給達成及び輸出国への転換」というビジョンを掲げながら、①持続可能な国産米生産システムの確立、②国産米の付加価値化、③政策策定者、バリューチェーンアクター、及びアクター間の連携体制確立を柱に国産米振興に取り組んでいる。

このような状況下、JICA は 2014 年より国家コメセクター開発機構（ADERIZ）を C/P 機関として、技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト(PRORIL)」（2014 年～2020 年）を実施し、稲作・精米技術の向上や優良種子・クレジットといった投入へのアクセスの改善、バリューチェーン関係者の連携強化、国産米販売促進活動を通じた、コメ生産量及び販売量の増加に取り組んでいる。この結果、対象農家の生産量及び販売量が事業前と比べ 50%増加した他、金融機関のコメ分野への参入促進、バリューチェーン関係者の連携強化などの成果が表れている。今後、さらに国産米振興を促進するためには、コメバリューチェーンの中でも国産米販売意欲の高い精米業者・販売業者へのコメ集積を図るための金融サービスの拡充、国産米の質の向上のための種子生産、収穫後処理の改善などが必要である。また、安定的な生産・収穫のためには適切な農業機械の導入及びメンテナンス技術の向上や農業機械サービスの発展が必要である。

こうした背景のもと、コートジボワール政府はPRORILのバリューチェーンにおける活動成果の拡大及び持続的な農業機械化を図るため、国産米振興を目的とした技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクトフェーズ2（PRORIL2)」を我が国に対し要請した。

---

[1] 以下、コメ需給データの出典はUSDA：PS&D Online（2019）

本プロジェクトでは、投資可能な国産米サプライチェーンの確立を行うために不可欠な農業金融サービスの構築を目指しており、本専門家の活動はそれに大きく貢献するものである。国産米サプライチェーン（SC）アクターの取扱量拡大のために、持続可能なクレジットシステムの確立を目指すべく、コメビジネスに最適化された金融商品の開発・提供を行うとともに、金融マネジメントに関する能力強化などを行う。また、対象SCアクターの資金需要を満たすため、他の金融機関との連携をすすめることが期待されている。

「国産米振興プロジェクトフェーズ2（PRORIL2）」の概要

① プロジェクト実施期間：2021年2月～2026年2月（5年間）

② プロジェクト目標：投資可能な[2]国産米サプライチェーン（SC）の確立を通じて、コメの販売量と質が向上する。

③ 期待される成果：

成果１　最適化された農業金融サービスが国産米 SC に供給される。

成果２　持続可能な農業機械サービスの体制が確立される。

成果３　対象 SC の良質種子の生産・使用能力が向上する。

成果４　対象農家、精米業者、流通業者の収穫後処理・品質管理技術が向上する。

成果５　成果１～４を通じて確立された SC 強化にかかる活動が他の国産米 SC に広がる。

④ 対象地域：

全国

⑤ 実施機関／カウンターパート機関

責任機関は、農業農村開発省（MEMINADER）、実施機関は国家コメセクター開発機構（ADERIZ）となる。

⑥ 本プロジェクトチームの人員構成

本プロジェクトは JICA 直営専門家 4 名（チーフアドバイザー（シャトル派遣）、農業機械アドバイザー（シャトル派遣）、コメバリューチェーン／マーケティング（2022 年 2 月～派遣中）、業務調整員（2021 年 11 月～派遣中））で構成される。また、協力期間中に本専門家以外に複数名の短期専門家（農業機械／収穫後処理、SHEP アプローチを活用したコメバリューチェーン構築、種子生産／栽培、中小企業振興等）の派遣を予定している。

7. 業務の内容

国産米サプライチェーン（SC）アクターの取扱量拡大のために、持続可能なクレジットシステムの確立を目指すべく、コメビジネスに最適化された金融商品の開発・提供を行うとともに、金融マネジメントに関する能力強化などを行う。

[2] 英語ではBankableと表し、ここでは収益性が高くリスクが管理できる、即ち投資が可能な状態をさす。

本専門家は、専門家、カウンターパート（以下 CP）、プロジェクト現地スタッフ（以下 NS）からなる農業金融チームの一員として業務に従事する。具体的には以下の通りの成果を想定している。

① 既存の金融商品の貸付けモニタリング及びマニュアルの改良
② （金融商品を用いて供給された農業資材や農機サービスなどが登録された圃場で活用されること／資金が目的の用途に使用されたことを確認するため、）ドローン及びスマートフォンを活用した金融サービスモニタリングの実証及び貸付オペレーションへの実装準備
③ 天水稲作用金融商品の検討
④ クレジットスコア制度の導入
⑤ マーケット情報(投入資材価格・売渡価格・精米市場価格)の提供体制の構築
⑥ サプライチェーンアクターの金融アクセス支援に係る年間活動暦の策定

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 国内準備期間（2022 年 4 月下旬～5 月上旬）

① 要請背景・内容、案件の農業金融分野の支援に係る基本的な考え方を把握（要請書・関連報告書、詳細計画策定調査報告資料、農業金融専門家報告書、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報)、分析する。
② 本契約期間全体の業務内容を整理し、ワークプラン（案）（英文または仏文）を作成し、JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所およびプロジェクトチームへ電子データで提出する。なお、ワークプラン（案）ではプロジェクトチームの一員として本専門家が求められている項目を達成するための、具体的な計画を記載すること。
③ JICA 経済開発部と現地業務前打合せを行う。
④ コートジボワールの農業セクター関連金融機関、COOPEC （COOPERATIVE D'EPARGNE ET DE CREDIT)[3]、先行案件のクレジットプログラム(特に連携の可能性のあるドナー案件のプログラム)に関する追加情報の収集、分析を行う。
⑤ コートジボワールの農業金融機関、COOPEC、先行案件のクレジットプログラムに関する重要なインフォメーションギャップを明確にしたうえでこれらに対する質問票（案）（英文または仏文）を作成する。
⑥ PRORIL2専門家とのWeb会議等を通じた事前打合せ、各種会議に出席する。

（２） 第 1 次現地業務期間（2022 年 5 月上旬～6 月上旬）

① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、カウンターパート（以下 CP）

[3] https://www.unacoopec.com/

機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。

② 金融分野、COOPEC及び先行案件の金融商品クレジットプログラムに関連する調査を実施すべく、本案件（PRORIL2）の金融担当ナショナルスタッフ（以下、NS）及び担当CPと協議・意見交換を行う。また、調査の実施を指示する。

③ 協議の結果に基づいて、コートジボワールの農業金融概況を更新する。なお、農業金融概況には、以下を含むこと。

ア） コートジボワールの農業金融に関する概要(政策・実施概要・参加金融機関・実績・課題)

イ） 現存の農業金融商品(民間企業、開発援助機関等実施の稲作以外の農作物生産者対象も含む)の整理、コモディティ別の比較

ウ） イ）の情報に基づくコメセクターで金融サービスを提供する上での構造的問題点（クレジットスキーム、借入側個人レベル、バリューチェーン構造それぞれに起因する不確定要素・リスク要因等）

エ） コートジボワール金融分野における信用情報共有体制（2017 年から運用開始）の進捗及び課題

オ） 他ドナー、機関等の援助動向、内容及び結果

④ COOPECの組織的、人材的キャパシティギャップについて取りまとめ、キャパシティディベロップメント案、及び新金融商品の開発に向けた方針を作成する。

⑤ 金融サービス実施事業に関し、SHEPチーム及び機械チームと協働し、栽培・機械サービス・投入資材供給に関する契約の成立及び申請書類提出に関する日程調整及び側面支援を行う。

⑥ ITを活用した金融サービスモニタリング活動に関し、マニュアル及び年間活動計画の作成に着手する。また、ドローン及びスマホの試験運用計画を作成の上、CP、NS、オペレーターに対する指導を行う。

⑦ 天水稲作用金融商品の検討に関し、COOPECと商品コンセプトに関する協議を行うとともに、プロジェクト内で参加対象グループの条件設定を行う。

⑧ マーケット情報に関し、情報内容の整理、及び収集・整理・共有の方法及び頻度について農業金融チーム内で検討を行う。

⑨ 全体の活動暦の策定に関し、主にSHEPチーム及び機械チームと協働して、2022年乾季作用のスケジュールを作成する。

⑩ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICA コートジボワール事務所に第１次現地業務結果報告書（英文または仏文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。

（３） 第１次国内整理期間（2022 年 6 月上旬～6 月中旬）

① 現地業務から帰国後１週間以内を目途に、JICA 経済開発部に第１次現地

業務結果報告書（和文要約）を提出し、進捗報告を行う。

② 必要に応じてワークプランを改訂し、JICA 経済開発部と打合せを行う。

③ CP 及び NS と定期的に連絡を取り、上記（２）⑤～⑧に関するフォローアップ作業内容の進捗を確認する。なお、具体的な作業内容は以下を想定。

ア） IT を活用した金融サービスモニタリング活動：金融会社または CP によるドローンの試験飛行及び商取引でのタブレットの試験使用確認

イ） 天水稲作用金融商品の検討:融資候補生産者グループに対する意向聴取

ウ） マーケット情報：情報源の特定

④ プロジェクトの定例全体会(隔週)への参加

（４）第 2 次現地派遣期間（2022 年 6 月下旬～7 月下旬）

① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、CP 機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。

② 金融サービス実施事業に関し、2022 年乾季作の金融商品の申請及びディスバースのプロセスのモニタリングを行う。

③ IT を活用した金融サービス（ドローンの試験飛行及びタブレットの試験使用継続）モニタリング活動に関し、CP 及び NS と共にマニュアルを修正し、第 1 ドラフトを作成する。

④ 天水稲作用金融商品の検討に関し、意向聴取の結果をもとにして、同商品の必要性に関する確認を行う。

⑤ マーケット情報に関し､CP 及び NS と共にマニュアルの作成を開始する。

⑥ クレジットスコア制度の導入に関し、関連サプライチェーンアクターの参加を得てセミナーを実施する。

⑦ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICA コートジボワール事務所に第２次現地業務結果報告書（英文または仏文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。

（５） 第 2 次国内整理期間（2022 年 7 月下旬～8 月下旬）

① 現地業務から帰国後 1 週間以内を目途に、JICA 経済開発部に第 2 次現地業務結果報告書（和文要約）を提出し、進捗報告を行う。

② 必要に応じてワークプランを改訂し、JICA 経済開発部と打合せを行う。

③ CP及びNSと定期的に連絡を取り、上記（４）②～⑥に関するフォローアップ作業内容の進捗を確認する。なお、具体的な作業内容は以下を想定

している。

ア）　金融サービス実施事業：申請、審査、ディスバースの各工程のモニタリング及び問題点の抽出

イ）　天水稲作用金融商品の検討：候補生産者グループに対する意向聴取

ウ）　マーケット情報：情報の入手・加工・発信の試行

④ プロジェクトの定例全体会(隔週)への参加

（６）　第 3 次現地派遣期間（2022 年 9 月上旬～10 月下旬）

① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、CP 機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。

② NS 及び CP、そして MEMINADER 及び ADERIZ と協議しつつ、同協議相手及び関連する実務担当者、さらに COOPEC 職員への技術指導を行う。

③ 金融サービス実施事業に関し、2022 年乾季作の結果を元に金融商品またその提供プロセスのレビューを行い、商品設計の修正及び関連マニュアルの更新を行う。

④ IT を活用した金融サービスモニタリング活動に関し、年間活動計画に即したモニタリング活動を実施の上課題点を修正する。また、2023 年乾季作の実証実施に向けた準備(暫定版マニュアルの整備、ドローンパイロットの確保など)を行う。

⑤ 天水稲作用金融商品の検討に関し、参加意向を示した生産者に対し予備審査を実施する。

⑥ マーケット情報に関し、ドラフトマニュアルを完成させるとともに 2023 年乾季作の準備に資するよう作業スケジュールの策定を行う。

⑦ クレジットスコア制度の導入に関し、算定方法・マニュアルの作成を開始する。

⑧ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICA コートジボワール事務所に第 3 次現地業務結果報告書（英文または仏文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。

（７）　第 3 次国内整理期間（2022 年 10 月下旬～2023 年 1 月上旬）

① 現地業務から帰国後 1 週間以内を目途に、JICA 経済開発部に第 3 次現地業務結果報告書（和文要約）を提出し、進捗報告を行う。

② 必要に応じてワークプランを改訂し、JICA 経済開発部と打合せを行う。

③ CP及びNSと定期的に連絡を取り、上記（６）③～⑦に関するフォローアップ作業内容の進捗を確認する。なお、具体的な作業内容は以下を想定している。

ア）　金融サービス実施事業：申請、審査、ディスバースの各工程のモニタリング及び問題点の抽出

イ）　ITを活用した金融サービスモニタリング活動：2023年乾季作での試行に係る各種研修
ウ）　天水稲作用金融商品の検討：参加農業生産者に対する貸し付けの実施及びそのモニタリング
エ）　マーケット情報：2023年乾季作の契約交渉に資する情報キャンペーンの実施
オ）　クレジットスコアの導入：2022年雨季作の金融サービスのデータ入手

④ プロジェクトの定例全体会(隔週)への参加

（８）　第４次現地派遣期間（2023 年１月上旬～1 月下旬）

① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、CP 機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。
② 上記（６）③ の金融商品の提供後の、モニタリングをNS、CP等関係者と実施する。
③ 金融サービス実施事業に関し、2023年乾季作の金融商品の申請及びディスバースのプロセスのモニタリングを行う。
④ ITを活用した金融サービスモニタリング活動に関し、該当裨益者に対する実証活動を開始する。
⑤ 天水稲作用金融商品の検討に関し、2022年雨季作の結果を取り纏める。
⑥ マーケット情報に関し、情報キャンペーンの振り返りを行い、それを元にマニュアルの改訂を行う。
⑦ クレジットスコア制度の導入に関し、2022年雨季作の結果を取り纏め、スコア更新の作業を行う。
⑧ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICA コートジボワール事務所に第４次現地業務結果報告書（英文または仏文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。

（９）　第4次国内整理期間（2023年1月下旬～2023年2月下旬）

① 現地業務から帰国後1週間以内を目途に、第4次現地業務結果報告書（和文要約）を用いて、JICA経済開発部に第4次現地業務完了報告を行う。
② ワークプラン（案）を改訂し、JICA経済開発部との現地業務前打合せに参加する。
③ CP及びNSと定期的に連絡を取り、上記（８）③～⑦に関するフォローアップ作業内容の進捗を確認する。なお、具体的な作業内容は以下を想定している。
　ア）金融サービス実施事業：申請、審査、ディスバースの各工程のモニタリング及び問題点の抽出
　イ）ITを活用した金融サービスモニタリング活動：実証活動のモニタリング

ウ） 天水稲作用金融商品の検討：2022年雨季作結果取り纏めと、COOPECとの協議に向けた準備

エ） マーケット情報：通常の情報収集

④ プロジェクトの定例全体会(隔週)への参加

（１０）第 5 次現地業務期間（2023 年 3 月上旬～4 月中旬）

① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、CP機関、JICAコートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。）

② 金融サービス実施事業に関し、2022年雨季作の結果を元に金融商品またその提供プロセスのレビューを行い、商品設計の修正及び関連マニュアルの更新を行う。

③ IT を活用した金融サービスモニタリング活動に関し、引き続き 2023 年乾季作の実証活動のモニタリングを行い、課題などの抽出を行う。また、2023 年雨季作の事業拡大に向け、必要な人的・物的リソースの確認を行い、確保する。

④ 天水稲作用金融商品の検討に関し、2022 年乾季作の結果について COOPEC と協議を行い、今後の展開について協議を行う。

⑤ マーケット情報に関し、2023 年雨季作の契約交渉に資する情報キャンペーンの実施

⑥ クレジットスコア制度の導入に関し、算定方法・マニュアルの更新を行う。

⑦ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有し、JICAコートジボワール事務所等に報告する。

（１１）第 5 次国内整理期間（2023 年 4 月中旬～6 月中旬）

① 現地業務から帰国後1週間以内を目途に、第5次現地業務結果報告書（和文要約）を用いて、JICA経済開発部に第5次現地業務完了報告を行う。

② ワークプラン（案）を改訂し、JICA経済開発部との現地業務前打合せに参加する。

③ CP及びNSと定期的に連絡を取り、上記（１０）③～⑥に関するフォローアップ作業内容の進捗を確認する。なお、具体的な作業内容は以下を想定している。

ア） 金融サービス実施事業：申請、審査、ディスバースの各工程のモニタリング及び問題点の抽出

イ） ITを活用した金融サービスモニタリング活動：実証活動のモニタリング

ウ） マーケット情報：定期的な情報収集

④ プロジェクトの定例全体会(隔週)への参加

（１２）第 6 次現地業務期間（2023 年 6 月中旬～7 月下旬）

① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、CP機関、JICAコートジボワー

ル事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。

② 金融サービス実施事業に関し、2023年雨季作の金融商品の申請及びディスバースのプロセスのモニタリングを行う。

③ ITを活用した金融サービスモニタリング活動に関し、2023年乾季作の実証結果を取り纏めるとともに、2023年雨季作の活動の準備を行い、開始する。

④ マーケット情報に関し、情報キャンペーンの振り返りを行い、それを元にマニュアルの改訂を行う。

⑤ クレジットスコア制度の導入に関し、2023年乾季作の結果を取り纏め、該当者のスコアの更新作業を行う。

⑥ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有し、JICAコートジボワール事務所等に報告する。

（１３）第 6 次国内整理期間（2023 年 7 月下旬～8 月下旬）

① 現地業務から帰国後1週間以内を目途に、第6次現地業務結果報告書（和文要約）を用いて、JICA経済開発部に第6次現地業務完了報告を行う。

② ワークプラン（案）を改訂し、JICA経済開発部との現地業務前打合せに参加する。

③ CP及びNSと定期的に連絡を取り、上記②～⑤に関するフォローアップ作業内容の進捗を確認する。なお、具体的な作業内容は以下を想定している。

ア） 金融サービス実施事業：申請、審査、ディスバースの各工程のモニタリング及び問題点の抽出

イ） ITを活用した金融サービスモニタリング活動：2023年雨季作のモニタリング

ウ） マーケット情報：定期的な情報収集

④ プロジェクトの定例全体会(隔週)への参加

（１４）第 7 次現地業務期間（2023 年 9 月上旬～9 月下旬）

① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、CP機関、JICAコートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。

② 金融サービス実施事業に関し、2023年乾季作の結果を元に金融商品またその提供プロセスのレビューを行い、商品設計の修正及び関連マニュアルの更新を行う。

③ ITを活用した金融サービスモニタリング活動に関し、2023年雨季作のモニタリングを継続する。また、期間全体を通してのレビューを行う。

④ マーケット情報に関し、マニュアルの最終取纏めを行う。

⑤ クレジットスコア制度の導入に関し、算定方法・マニュアルの更新を行う。

⑥ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有し、JICAコー

トジボワール事務所等に報告する。

（１５）帰国後整理期間（2023 年 10 月上旬～10 月中旬）

① 担当分野の見地から PRORIL2 中間報告書（案）作成に協力する。

② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る実施結果、進捗を報告する。

③ 専門家業務完了報告書（和文）を提出し、JICA 経済開発部に業務完了報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有することを目的とし、ワークプラン（案）（英文または仏文）を作成する。提出部数は以下のとおり。各現地渡航において、C/P やプロジェクトチームとの議論を深め、改訂を重ねること。

・英文または仏文 3 部（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所、C/P 機関へ各 1 部）

（２） 現地業務結果報告書（簡易製本）

各現地業務終了時に、英文または仏文と和文を作成する。提出部数は以下のとおり。

・英文または仏文：3部（C/P機関、JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）

・和文要約：2 部（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所へ各 1 部）

（３）専門家業務完了報告書

2023 年 10 月 16 日(月)までに提出。

英文または仏文：3部（C/P機関、JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）

和文：2部（JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）

なお、簡易製本と併せて、電子データも提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アビジャン⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

（２） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「７．業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「２．契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

現時点でコートジボワール入国時に隔離期間は、不要です。

② 現地での業務体制

シャトル型ではありますが、チーフアドバイザーの指示のもと、他の専門家とも協力しながら業務を行います。また、基本的なアレンジについては、現地に派遣中の業務調整員（長期派遣）が行います。

③ 便宜供与内容：プロジェクトが実施します。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：あり

エ） 通 訳 傭 上：必要に応じ、通訳の傭上を行う。

オ） 現地日程のアレンジ：現地に派遣中の専門家等が支援を行います。

カ） 執務スペースの提供:プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ（TEL:03-5226-8414）にて配付します。

・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ１終了時評価報告書（和文）（2018 年 7 月）

・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ２詳細計画策定調査報告書（和文）（2019 年 10 月）

・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ２　農業金融担当専門家報告書

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配

付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）　プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを予定していません。

（４）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 農業金融には拘りませんが、金融全般に係る業務経験、特に途上国での経験を有することが求められます。特に、金融商品の開発やITを活用したモニタリング等の経験を有することが望ましいです。

③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAコートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正

腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上